

静岡県立農林環境専門職大学等教員選考規程

(目的)

第1条 この規程は、静岡県立農林環境専門職大学（以下「大学」という。）及び静岡県立農林環境専門職大学短期大学部（以下「短期大学部」という。）に勤務する専任の教授、准教授、講師及び助教（以下「教員」という。）の採用及び昇任の選考の手續に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(選考方法)

第2条 教員の採用及び昇任の選考は、教授会の議に基づき学長が行う。

(教員の募集)

第3条 教員の採用の選考に係る教員の募集は、公募によるものとする。

2 教員の昇任の選考は、学部長又は学科長（以下「学部長等」という。）の推薦によるものとする。

(選考の申出)

第4条 学部長等は、教員の選考の必要が生じたときは、速やかに学長に申出る。

2 前項の申出は、定年退職等でその時期が予定されるときは、少なくとも6月前までに行う。

(教授会の開催)

第5条 学部長等は、前条の申出を行ったときは、速やかに教員の選考に関する教授会を開催する。

(選考委員会の設置)

第6条 教授会は、候補者を選考するための選考委員会（以下「委員会」という。）を設ける。

(委員会)

第7条 委員会は、教授会構成員の互選により選ばれた委員をもって組織する。ただし、大学の学部の教授会においては、短期大学部の教授会の構成員を、短期大学部の教授会においては、大学の学部の教授会の構成員を委員とすることができる。この場合においては、委員とする者が属する教授会の承認を受けなければならない。

2 委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選による。

3 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

4 委員の任期は、候補者の選考終了時までとする。

5 委員に欠員を生じたときは、第1項の規定により補充する。

(委員会の業務)

第8条 委員会は、次の業務を行う。

(1) 教員の募集に関する業務

(2) 教員の採用に係る応募者及び昇任に係る被推薦者（以下「応募者等」という。）の審査

(3) その他必要な事項

(応募者等の審査)

第9条 前条第2号の審査は、静岡県立農林環境専門職大学等教員の採用及び昇任選考基準に基づき、その業績、経歴等について行う。

(審査結果の報告)

第10条 委員会は、応募者等の審査を終了したときは、その結果を速やかに教授会に報告する。

(候補者の決定)

第11条 教授会は、委員会より前条の報告を受けたときは、その議を経て、候補者を決定する。

(候補者の推薦)

第12条 教授会は、前条により決定された候補者を学長に推薦する。

(委任)

第13条 この規程に定めのない事項については、教授会で別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、現に教員の職にある者は、この規程により選考されたものとみなす。

附 則

この改正は、令和7年3月18日から施行する。

附 則

この改正は、令和8年4月1日から施行する。